

みずほ

みずほ企業年金基金機関誌

基金だより

2023.10

No.33

CONTENTS

- 2022年度決算のお知らせ
- 資産運用のお知らせ
- 基金からのご連絡
- 基金から定期的にお送りする書類
- 住所等変更時、変更届のご提出について



ユリアンアルプスとブレッド城(スロベニア)

**令和5年(2023年)分の「公的年金等の源泉徴収票」は、
2024年1月中旬より順次発送します。**

- 「公的年金等の源泉徴収票」には、支払金額や源泉徴収税額が記載されておりますので、確定申告書を作成する際の資料として、ご使用ください。(圧着ハガキ形式)
(基金の年金、国の年金、在職による給与など、2カ所以上から収入を得ている方は確定申告を行う必要があります)
- なお、確定申告書を税務署に提出する際「公的年金等の源泉徴収票」の添付は不要です。
- 再発行を依頼する場合は、みずほ信託銀行 年金管理部 03-3643-3975へご連絡ください。

2022年度

決算のお知らせ

当基金の2022年度決算は、去る7月21日に開催された第41回代議員会で審議され、全会一致で可決・承認されましたのでお知らせいたします。

決算の概要 (年金経理)

○資産・負債の状況 [貸借対照表]

単位：億円

資産勘定		負債勘定	
年金資産	8,789	未払年金等	107
		責任準備金	7,024
		別途積立金	1,658
合 計	8,789	合 計	8,789
(欄外注記)		リスク充足額	1,971

- ◇年金資産の額は、前年度決算では9,660億円でしたが、厳しい運用環境を主因に871億円減少し、当年度では8,789億円となりました。
- ◇新たなリスク対応掛金の設定により財政の健全性は維持され、法令に基づき適用中の「新財政運営基準」の「財政均衡」状態に該当します。

○収支の状況 [損益計算書]

単位：億円

収 入				支 出			当年度 過不足額
掛金他	運用収益	責任準備金 減少額	計	給付費他	運用損失	計	
262	12	886	1,160	529	631	1,160	0

- ◇新たなリスク対応掛金の設定により実質剰余となりました。
- ◇但し、「新財政運営基準」上の「財政均衡」状態においては、当該実質剰余を主因とする純資産増加額を責任準備金に繰入れます。そのため当年度の収支過不足はゼロとなります。

用語説明

- リスク対応掛金** …… 「将来発生するリスク」に対応するための掛金であり、法令等に定められた限度・方法に則り、不足金が発生しない通常時から設定が可能です。当基金では2023年3月に開催された第40回代議員会で設定が決議されています。
- 財政均衡** …… 当基金の今次決算の場合、年金資産の額が下記の上下限内であれば「新財政運営基準」上の「財政均衡」状態となります。
下限：8,530億円、上限：11,848億円
今次決算における年金資産の額(8,789億円)は、上記の上下限内ですので「財政均衡」状態です。
- 責任準備金** …… 「財政均衡」状態においては、将来給付に必要な額(年金債務)に今次決算における剰余金相当額を加算した額です。
- 別途積立金** …… 2021年度決算までの各決算期における剰余金の累計額です。
- リスク充足額** …… 上記の「別途積立金」の額に、今次決算における実質的な剰余相当額を合算したものです。当基金の実質的な利益留保額を表します。
- 純資産額** …… 3ページ目に記載の純資産額は、次の通りです。純資産額8,682億円＝年金資産8,789億円－未払年金等107億円

積立水準の検証 資産・負債のバランスをチェック(年金財政)

基金では毎年度の財政決算の際に、以下のとおり法令に基づく年金資産の積立状況に関する財政検証を行っています。

2022年度決算における財政検証では、基金の財政状況のさらなる改善のために特段の措置（掛金引上げ等）を行うことは不要である旨の結果となりました。

○「継続基準」による財政検証

基金が将来にわたり年金給付を継続していくうえで、年金資産が計画通り積立てられているかを検証するものです。

「純資産額」と「責任準備金」を比較



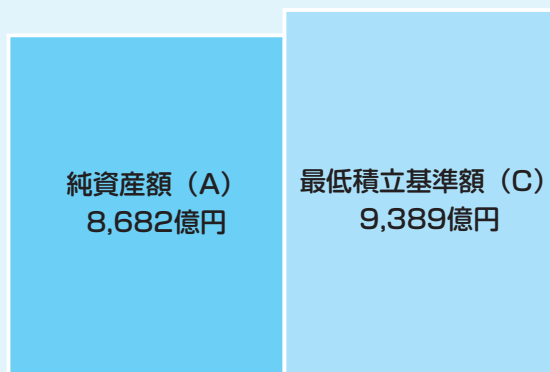
基準値	当年度決算時
(A) ÷ (B) が「1」以上	(A) ÷ (B) = 1.23

評価：当年度は基準をクリア。

○「非継続基準」による財政検証

仮に、当年度末で基金が解散した場合に、その時点での受給権に見合う年金資産が確保されているかを検証するものです。

「純資産額」と「最低積立基準額」(非継続基準用に別途算定された年金債務額)を比較



基準値	当年度決算時
(A) ÷ (C) が「1」以上	(A) ÷ (C) = 0.92

評価：当年度は基準を下回りましたが、当基金が財政状況改善のために現在行っている「回復計画」（下記補足説明ご参照）により、基準値はクリアされる見込みのため、特段の措置は不要です。

<補足説明：非継続基準の「回復計画」>

非継続基準の基準値の未達を回復計画の終了期限（2027年度）までに解消するための掛金拠出計画。現行の「回復計画」での積立比率（(A) ÷ (C)）の推移見込みは下表のとおりであり、2025年度末には基準値をクリアする見込みとなっています。

各年度末	2023	2024	2025	2026	2027
積立比率(A)÷(C)推移見込み	0.96	0.99	1.02	1.06	1.10

資産運用のお知らせ

基金では掛金を年金資産として積み立て、専門の運用受託機関に委託して運用しております。

2022年度の運用実績、資産配分及び運用資産残高は以下の表のとおりです。

日本の債券利回りは、日銀のイールドカーブコントロール政策で上値を抑えられていましたが、2022年12月の金融政策決定会合で10年国債利回りの変動許容幅の上限が0.25%から0.50%へ引き上げられると、その上限近辺まで上昇（債券価格は下落）しました。海外主要国の債券利回りは、世界的なインフレを懸念して大きく上昇（債券価格は下落）しました。内外株式市場は、上半期（4～9月）は世界的なインフレを懸念して大きく下落しましたが、下半期（10～3月）はインフレのピークアウト感、好調な企業業績を好感して回復基調となりました。特に国内株式は堅調な企業業績の見直し買いが優勢で、年度の収益率はプラスとなりました。当基金の2022年度の運用実績は、外国資産（外国の比率が高い上場REITを含む）の不調が大きく響き、年度通期で-6.49%の運用実績となりました。

当基金は、運用実績が長期平準的に+2.5%程度（2020年度上期迄は+3.0%程度）の利回りであれば財政上の健全性が保たれる仕組みになっています。みずほ企業年金基金となった2005年度以降、2022年度までの通算の利回り（年率）は+3.2%であり、財政上の健全性は保たれています。

2022年度の運用実績

① 資産別運用実績

	修正総合利回り	総合損益（億円）
国内債券	-1.00%	-37.9
国内株式	1.57%	7.0
外国債券	-11.41%	-228.8
外国株式	-9.79%	-258.3
上場REIT	-22.07%	-106.6
合計（含む現金）	-6.49%	-619.7



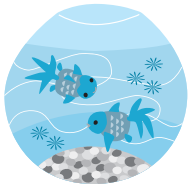
② 年度末（2023年3月末）運用資産残高および配分比率

資産	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	上場REIT	合計（含む現金）
基本資産配分比率	42.0%	3.0%	24.0%	26.0%	5.0%	100.0%
配分実績	34.2%	3.0%	23.2%	26.0%	4.3%	100.0%
時価総額（億円）	2,990	267	2,032	2,272	379	8,745

③ 運用受託機関数

	年度末社数
信託銀行	1
投資顧問会社	7
生命保険会社	4
合計	12





基金からのご連絡



◆年金をこれから受けとる方(60歳未満の方)

○当基金の年金手続きについては、**60歳誕生月の前月中旬に「請求手続きのご案内」**(または「年金のご案内(※)」)を登録住所へ送付します。

※「年金のご案内」が届いた方は、国の年金支給開始時期にあらかじめ「請求手続きのご案内」を送付します。

○なお、年金額は、「請求手続きのご案内」の中で、概算額をお示しします。

◆1年以上海外に居住される方

○1年以上海外に居住される(非居住者となる)場合、**企業年金にかかる税金の扱いが変わりますので、当基金にご連絡ください。**

租税条約締結国(年金条項あり)の場合は、「租税条約に関する届出書」提出により非課税の適用を受けることができます。

また、海外から帰国される場合は、速やかに「変更届(海外用)」のご提出をお願いします。

◆引続き「年金」をお受取りになるための「ご生存の確認」について

○当基金では、2017年度より住民基本台帳ネットワークシステム(以下、住基ネット)の情報にて、「ご生存の確認」をおこなっています。

ただし、住基ネットにて「ご生存の確認」ができない方には「現況届」(あるいは「現況調査票」)をお送りしますので速やかにご提出ください。期限までにご提出がない場合は、年金の支払いを停止させていただく場合がございます。

○海外に居住して年金を受取る場合は、住基ネットでは「ご生存の確認」ができないため、毎年、誕生月末日までに「**在留証明書**」を当基金宛にご提出願います。

(誕生月前月下旬に、みずほ信託銀行より「在留証明書ご提出のお願い」を送付します)

◆当基金の年金を受け取られた方が、お亡くなりになった場合

○当基金の年金を受取られている方(本「基金だより」の宛先の方)が、お亡くなりになった場合、ご家族の方は速やかに当基金へご連絡ください。手続きに必要な書類を送付します。

(当基金の年金は、国の年金とは異なりますので、別にお手続きが必要です。急な入院などもしもの時にそなえ、ご家族の皆さまにも当基金の年金受給内容等をお知らせください)

○ご連絡が遅れた場合、年金の過払いによりご返金いただくことがあります。

(ご返金の際の振込手数料は、ご遺族様の負担となります。)



基金から定期的にお送りする書類

送付時期	送付物	内容	差出人
1月中旬	公的年金等の源泉徴収票 (受給中の方のみ、 除く遺族年金受給者)	前年中、当基金からお支払いした年金総額や年金から源泉徴収した所得税額などのお知らせ	委託先 みずほ信託銀行 年金管理部
5月中旬	年金額改定のお知らせ (*該当の方のみ)	変動型年金分につき、指標利率の変動に伴う、当年度(6月支給分から)の年金額改定のお知らせ	
5月末頃	年金ご送金のお知らせ (受給中の方のみ)	今後1年間(6月支給分から)の、当基金の年金支払予定(送金日、支払額など)のお知らせ	

* 2005年4月1日以降に退職した方のうち、変動型年金を受給中の方とその遺族年金を受給中の方
● 住所等が変更となる場合は、早めに「変更届」をご提出ください。

住所等変更時、変更届のご提出について

住所等が変更になりましたら、必ず当基金へ「変更届」をご提出ください。

- 「基金だよりNo.33」の宛名(住所・氏名)が当基金に登録されています。
変更があった場合は、必ず当基金へ「変更届」をご提出ください。
(市区町村合併や住居表示変更、海外への転居および帰国時もお忘れずにご提出ください。)
- 「変更届」の用紙は、本基金だよりに添付しております。また基金ホームページからも印刷できます。
- なお、氏名変更の場合は、戸籍抄本1通(原本)を「変更届」に添付し、ご提出ください。

<みずほ企業年金基金ホームページ>

アドレス：<https://www.mizuho-kikin.or.jp>

ユーザー名：mizuhokikin パスワード：112112

(ユーザー名・パスワードは、他人に知らせないようお願いいたします)



お問い合わせはこちらから

TEL.03-5200-7718 (基金業務部)

【受付時間】9：00～17：00(土日祝日を除く)

- 年金のお受取り状況等のお問い合わせの際には、必ずご本人よりご連絡ください。
(個人情報保護の観点より第三者様へのご回答は出来ません。ご注意ください。)
- なお、その際には、基金からお送りしている書類をお手元にご準備いただき、加入者番号(=旧社員番号)・受給権者番号(=ご照会番号)をお知らせいただくことで、スムーズに回答することができます。



基金だより No.33 (2023年10月発行)

みずほ企業年金基金 〒100-8176 東京都千代田区大手町一丁目5番5号